

第1章 総論

1 計画策定の趣旨と背景

わが国では、生活環境の整備や医療の進歩などに伴い、世界トップクラスの長寿国となっています。一方で、少子高齢化や核家族の進行、ライフスタイルの変化などにより、生活習慣病やこころの病気が増加し、医療や介護を必要としている方が年々増加している状況にあります。

このような状況の中、国では平成12年に国民の健康づくり運動の指針として「健康日本21」をスタート、平成14年の健康増進法では、健康づくりを法的に位置づけ、地域の実情に応じた健康づくりを推進するための健康増進計画の策定を進めてきました。平成25年には「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を基本的な方向として掲げた「21世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次））」を定め、健康増進の総合的な推進を図っています。

七尾市では、健康日本21（第二次）を踏まえ、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小～自分のことが自分できる自立した生活をめざして～」を基本的な理念に掲げ、生活習慣病の発症予防と重症化予防を中心とした「七尾市健康増進計画（第2次）」を5年計画として策定いたしました。また、健康寿命の延伸等につながる食育を推進するための「第2次七尾市食育推進計画」を6年計画として策定し、取り組みを進めてきました。

今回の健康増進計画（第2次）の改定では、第2次計画の基本的な方向性や目標を継承すると共に既存計画との整合性を図ります。また、食育推進計画における解決すべき課題・基本的考え方が共通することから、今回の改定では食育推進計画も盛り込み、各ライフステージ毎に総合的・一体的に健康づくりを進める計画として策定しました。

2 計画の基本的な考え方と施策の体系

健康増進計画（第2次）の改定では、健康増進計画（第2次）及び第2次食育推進計画、それぞれの計画の取り組み評価を踏まえ、引き続き、生活習慣病の発症予防・重症化予防に重点を置き、健康寿命の延伸を実現するため、健康づくりを進めていきます。

I 社会生活を営むために必要な心身の機能の維持・向上

健やかな身体とこころを育むために、妊娠期や子どもの頃からの健康な生活習慣づくり（次世代の健康づくり）や高齢者が生きがいを持ち、社会の担い手として自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持・向上に取り組めます（高齢者の健康づくり）。さらに全てのライフステージにおいて、個人の生活の質に大きく影響するこころの健康づくりに取り組めます。

II 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

「がん」「循環器疾患」「糖尿病」などの予防可能な生活習慣病の発症予防と重症化予防が図られるよう、市民が自分の健康状態を理解し、生活習慣の改善や治療の継続などに主体的に取り組めるよう支援します。特に糖尿病の重症化予防のための取り組みを推進します。

III 生涯を通じて健康であるための基礎となる生活習慣づくり

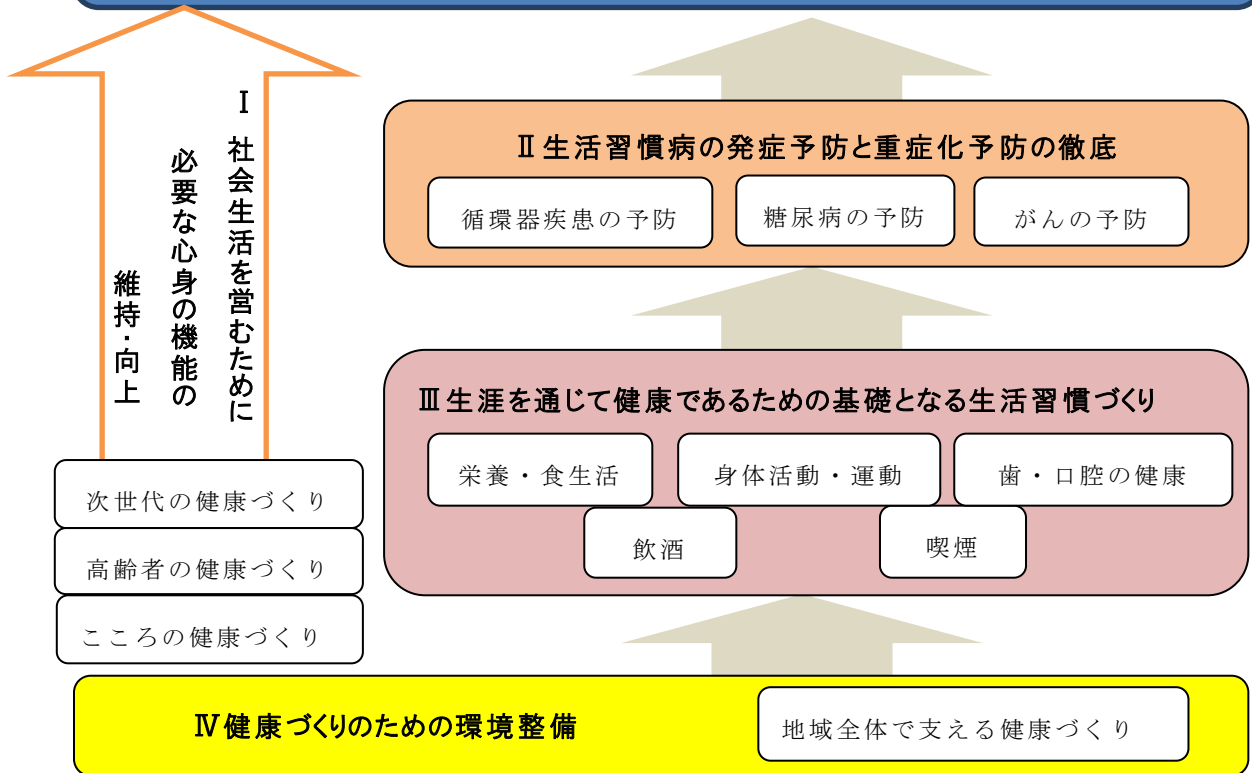
子どもから高齢者までの全てのライフステージにおいて、健康づくりの基本的要素となる「栄養・食生活」「身体活動・運動」「歯・口腔の健康」「飲酒」「喫煙」について、市民一人ひとりが主体的に生活習慣の改善を実践できるよう支援します。

IV 健康づくりのための環境整備

個人の取り組みだけでは解決できない地域社会の健康づくりについて、家庭、学校、地域等の社会全体で支援していく環境の整備を推進します。

基本理念：健康寿命の延伸及び健康格差の縮小

～自分のことが自分でできる自立した生活をめざして～



■ 施策の体系

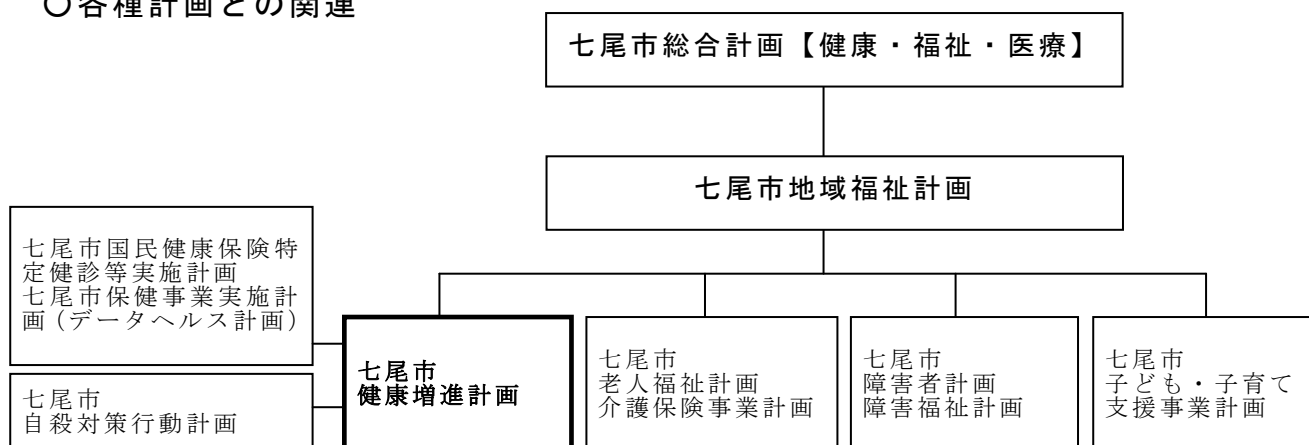
基本理念	基本的な方向	取組分野	対 策
健康寿命の延伸と健康格差の縮小 ↓ 〓 自分が自分でできる自立した生活をめざして 〓	I 社会生活を営むために必要な心身の機能の維持・向上	(1) 次世代の健康づくり (妊娠期から学童・思春期)	<input type="checkbox"/> 妊娠期からの一貫した健康な生活習慣の確立のための取り組みの推進 <input type="checkbox"/> 安心して育児ができる支援体制の推進 <input type="checkbox"/> 食育を通じた健康なところとからだづくりの推進
		(2) 高齢者の健康づくり	<input type="checkbox"/> フレイルに関する知識の普及と介護予防の推進 <input type="checkbox"/> 高齢者が自ら積極的に社会参加するための支援の推進
		(3) こころの健康づくり	<input type="checkbox"/> こころの健康づくりに関する普及啓発の推進 <input type="checkbox"/> こころの健康づくりに対応する相談支援の充実 <input type="checkbox"/> 自殺対策計画との整合性をもった精神保健施策の推進
	II 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底	(1) 循環器疾患の予防	<input type="checkbox"/> 循環器疾患の予防に関する正しい知識の普及啓発の推進 <input type="checkbox"/> 循環器疾患の重症化予防のための取り組みの推進 <input type="checkbox"/> 健診受診率向上の推進
		(2) 糖尿病の予防	<input type="checkbox"/> 糖尿病の予防に関する正しい知識の普及啓発の推進 <input type="checkbox"/> 糖尿病の重症化予防のための取り組みの推進
		(3) がんの予防	<input type="checkbox"/> がんの発症予防の普及啓発 <input type="checkbox"/> がん検診受診率向上の推進
	III 生涯を通じて健康であるための基礎となる生活習慣づくり	(1) 栄養・食生活	<input type="checkbox"/> ライフスタイルに応じた食の選択と自己管理能力向上の推進 <input type="checkbox"/> 地域や企業などと連携した生活習慣病予防のための取り組みの推進
		(2) 身体生活・運動	<input type="checkbox"/> 身体活動及び運動習慣の定着に向けた取り組みの推進
		(3) 歯・口腔の健康	<input type="checkbox"/> ライフステージに応じた歯科疾患の予防や知識の普及啓発の推進 <input type="checkbox"/> 定期的な歯科健診の推進 <input type="checkbox"/> 施策推進のため関係機関との連携
		(4) 飲酒	<input type="checkbox"/> ライフステージに応じた正しい知識の普及啓発の推進 <input type="checkbox"/> 関係機関と連携した取り組みの推進
		(5) 喫煙	<input type="checkbox"/> ライフステージに応じた正しい知識の普及啓発の推進 <input type="checkbox"/> 関係機関と連携した取り組みの推進
	IV 健康づくりのための環境整備	(1) 地域全体で支える健康づくり	<input type="checkbox"/> 健康づくり等を支える人材確保・育成及び活動支援 <input type="checkbox"/> 関係機関・関係団体との連携・協働による健康づくり等の推進

3 計画の性格と位置づけ

この計画は、健康増進法第8条に基づき、国の「健康日本21（第二次）」及び県の「いしかわ健康フロンティア戦略2018」を勘案して策定する市町村健康増進計画であると共に、食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画です。

また、この計画は、「七尾市総合計画」を上位計画として、「七尾市地域福祉計画」等の関係計画とも整合性を図っています。この計画の推進に当たっては、国の「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」を参考に、保健事業の効率的な実施を図るため、医療保険者として策定した「七尾市国民健康保険（第3期）特定健康診査等実施計画」、「七尾市保健事業実施計画（データヘルス計画）（第2期）」の方策を取り込み、医療保険者として実施する保健事業と事業実施者として行う健康増進事業との連携を図ります。

○各種計画との関連



4 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。なお、毎年度、計画の進捗状況を確認しながら、取り組みの見直しを行います。

5 計画の対象

この計画は、子どもから高齢者までのライフステージに応じた健康増進の取り組みを推進するため、全市民を対象とします。